

第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画（案）に対する意見の概要と札幌市の考え方について

第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画（案）に対する市民の皆様からのご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方について公表いたします。

意見募集結果の概要

1 意見募集期間

令和7年1月8日（水）～令和7年2月6日（木）

2 意見提出者数と件数

6名、12件

3 意見の内訳

(1) 提出者の住所別

住所	市内	市外	不明	合計
人数	6	0	0	6

(2) 提出方法別

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	ホームページ 入力フォーム	合計
人数	0	0	0	2	4	6

(3) 意見の内容別

項目	件数(内訳)
第1章 計画の策定に当たって	0
第2章 前計画の取組と評価	1
第3章 札幌市の食を取り巻く現状と今後の課題	2
第4章 基本理念と目指す都市像	0
第5章 施策	9
（施策目標Ⅰ：誰もが食の安全の確保の主役となる街）	
基本施策1 生産から販売までの安全確保	(0)
基本施策2 事業者の取組の促進	(4)
基本施策3 危機管理体制の強化・充実	(0)
基本施策4 食品等の安全性に関する学習	(3)
（施策目標Ⅱ：食の安心の意識が育まれる街）	
基本施策1 相互理解の促進	(0)
（施策目標Ⅲ：食の安全・安心を基盤とした魅力あふれる街）	
基本施策1 食産業・観光の振興への寄与	(0)
（その他の意見）	(2)
第6章 計画の推進体制と進行管理	0
合 計	12

ご意見の概要と札幌市の考え方

ご意見の内容は、趣旨が変わらない程度に一部要約しております。

第1章 計画の策定に当たって

ご意見等はありませんでした。

第2章 前計画の取組と評価

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	施策目標「大規模食中毒の発生件数」は数年維持されている数値であるので、目標値を中規模レベルに下げべきと考える。 また、第2次計画の実務講習会の受講率、食育ボランティア、観光客向け施設・大型イベントの監視件数など未達の指標は引き継ぐべきと考える。	「大規模食中毒の発生件数」について、食品の広域流通化もあり、他都府県においては大規模食中毒が発生している事例もあることから、引き続き、指標として設定いたします。 また、前計画の指標のうち、一部未達成の項目については、コロナ禍により飲食店等の営業活動の縮小や食品関係のイベントの中止のほか、監視指導や集合形式の啓発事業を十分に実施できなかったことによる影響が大きいと考えています。 次期計画の指標については、より適切に事業の効果を図ることができると考えられる指標に見直しを行いました。例えば、事業者の HACCP に沿った衛生管理が義務化されたことから、監視件数を主とする指標ではなく、食品の製造量や流通範囲、自主管理状況等を考慮して選定した施設（重点監視指導対象施設）に対する監視指導の実施率を新たな指標としています。

第3章 札幌市を取り巻く現状と今後の課題

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	食中毒発生件数では、アニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスの発生件数が依然として多いほか、大量調理施設やイベントでの食品の提供も危惧している。これらの発生件数等を目標値としてはどうか。 また、HACCP の義務化については、一	食中毒の発生件数については、感染性胃腸炎の流行や海洋における環境要因などの外部要因による影響も大きく、的確な目標値を設定することが困難な状況にあります。 食品には食中毒のリスクが潜在しており、食中毒が発生した場合の被害拡大を

	般市民にはほとんど浸透しておらず、保健所からの指導や教育だけに留まらない施策についても知りたい。	防止することが保健所業務として重要であることから、指標は大規模食中毒の発生件数を引き続き指標としています。 また、HACCP の義務化については、イベント等における企業による講演や市民交流事業等を通して、市民に対して引き続き啓発してまいります。
2	食品ロスについて、複合的データではロスが減っているのか知りたい。 また、食品ロスに関して、札幌では市民のエコ思考があまり感じられず、札幌市において実施されている素晴らしい講演会や体験会などに多くの市民に参加してもらうために、これらのデジタル and アナログの宣伝を積極的に行い、市民への認知・理解活動を促していくべきと考える。	一般家庭における食品ロスの量については、近年は減少傾向にあり、令和 5 年度の家庭ごみ組成調査によると、その量は約 1.5 万 t と推計しております。この量は一人当たりに換算すると年間約 8kg となり、全国平均の一人当たり年間約 19kg と比べても、食品ロスが削減できていると考えております。 また、札幌市では、ごみ減量につながる様々な取組を実施しており、近年では、食品ロスの削減等につながる市民参加型のイベントを実施しております。そのイベント内容については、従来の書面（広報誌やチラシ）での周知に加え、ホームページや SNS 等を活用した周知も行っております。今後も、様々な媒体での周知を行い、幅広い世代への取組普及を図ってまいります。

第 4 章 基本理念と目指す都市像

ご意見等はありませんでした。

第 5 章 施策

(1) 施策目標 I：誰もが食の安全の確保の主役となる街

ア 基本施策 1：生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保

ご意見等はありませんでした。

イ 基本施策 2：事業者の取組の促進

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	HACCP システムの導入には、保健所からの指導や説明のみではなく、先行して実施している企業などから、実践的な事	H A C C P に沿った衛生管理については、事業者との連携により講習会やイベント等の場において、事業者及び市民に対し

	例共有や教育が必要と考えるが如何か。また、札幌市の認証制度との関連付けを知りたい。 さらに、HACCP については、消費者や市民においても知識レベルの底上げを図り、理解を深めていくべき。	て、具体的な事例を交えて周知啓発するなど、取組を検討してまいります。 また、さっぽろ HACCP については、従前、施設の HACCP 導入を後押しするための「評価制度」と、HACCP に基づく衛生管理を一定水準以上で行っている施設等を審査により認める「認証制度」により構成していました。先の食品衛生法の改正により、HACCP に沿った衛生管理が食品営業者の義務となりましたので、さっぽろ HACCP も見直しを行い、施設への HACCP 導入を目的としていた「評価制度」は廃止し、「認証制度」は引き続き継続しています。
2	HACCP に沿った衛生管理をはじめ、企業の食品衛生に関する取組や努力を市民に積極的に情報発信していくべきである。	HACCP の取組については、事業者を交えた講演やイベント等を通じて、市民等に事業者の取組が伝わるよう、事業者と連携して情報発信してまいります。
3	人工甘味料を使用した食材(カレーやシチューのルーのほか、ヨーグルト、飴、ガムなど)が増えつつあり、これらは子どもへの体調悪化を引き起こすため、規制するべきである。	国内において、人工甘味料を含めた食品添加物については、品目ごとに使用基準があり、一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日摂取許容量(ADI)を超えることがないよう、使用量や使用方法、使用できる食品などが定められています。 また、厚生労働省及び消費者庁では、食品添加物について日本人の平均的な一日摂取量の調査を定期的に行っており、甘味料については令和4年度の調査で、ADIを大きく下回っています。 今後の厚生労働省等の動きを確認しながら、必要に応じて対応してまいります。
4	化学物質過敏症で苦しんでいる人のために、販売店で陳列されている野菜や果物などには、どれくらいの農薬が使用されているか表示してほしい。	食品中に残留する農薬については、人の健康に害を及ぼすことのないよう、全ての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、消費者庁が残留基準を設定しています。なお、食品表示法では、生鮮食品等における農薬使用量については、表示義務がありません。

ウ 基本施策３：危機管理体制の強化・充実

ご意見等はありませんでした。

エ 基本施策４：食品等の安全性に関する学習

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	市民向け講習会の実施に当たっては、「ちえりあ」等の公共の場を活用して、企業から食品表示に関する講座を定期的を開催するなど、関係部局との連携も図りながら実施していくべきである。	次期計画においては、食品関連企業と連携した取組として、イベント等の場における食の安全・安心に関する講演を実施するなど、「公共の場」における情報発信を行ってまいります。なお、「ちえりや」や「チカホ」も含め、実施場所については、検討いたします。
2	モニター制度について、参加した市民から情報を得るだけでなく、事業者向け講習会や工場見学会などに参加させるなど、まず市民代表としてモニター参加者の育成し、そこから一般市民にも食の安全・安心意識や知識を拡げていくなど、モニターをきっかけとした市民全体の意識レベルの向上に向けた取組が有効であるとする。	モニターの皆様には、過去に、市民交流事業への参加や講習会を聴講していただいたことありますが、今後とも企業と連携して現場を見ていただくなど、モニターの皆様の知識や理解が向上する取組を検討してまいります。
3	手洗いの意識が薄れているため、保育園や学校と連携して手洗い啓発を実施するほか、商業施設におけるトイレやフードコートにも手洗いを推奨する掲示などを実施してはどうか。	札幌市では保育所と連携した子ども向け手洗い教室、子ども食品 G メン体験事業などにより手洗いの重要性を周知啓発するほか、妊婦向け講座である母親教室等で食中毒予防について説明するなど、引き続き、子供たちが手洗い等の重要性について学べる機会を創出してまいります。 また、商業施設などを利用した啓発については、企業と連携して実施可能な方法を検討してまいります。

(2) 施策目標Ⅱ：食の安心の意識が育まれる街

・基本施策１：相互理解の促進

ご意見等はありませんでした。

(3) 施策目標Ⅲ：食の安全・安心を基盤とした魅力あふれる街

・基本施策１：食産業・観光の振興への寄与

ご意見等はありませんでした。

(4) その他

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	施策内容が多岐にわたり、保健所の業務についても見直しが必要と考える。また、本計画の内容(パブリックコメント)はある程度知識がないと回答が難しいと考える。	市民、事業者、行政のそれぞれの連携により食の安全・安心を推進していく計画であるため、保健所の役割や業務も多岐にわたっております。このため、一部施策にはデジタル化を取り入れるなど業務の効率化を進めてまいります。 また、食の安全・安心に関する市民の知識の向上に努めてまいります。
2	激辛の表示をせずに激辛な蕎麦を提供している施設があり、味覚障害や食品ロスにもつながるため、こういった食品の提供する施設には適切な表示を行うよう指導をすべきである。	本件については、景品表示法等を所管する部局にも確認しましたが、対応することが難しいため、記録に留めさせていただきます。

第6章 計画の推進体制と進行管理

ご意見等はありませんでした。

SAPPORO

お問い合わせ

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課（中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階）

TEL 622-5170

札幌市食の安全ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/index.html>

市政等資料番号 02-F06-24-2738
